




国土強靱化の経緯

○過去の大災害を教訓に、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことが重要。

伊勢湾台風(1959年)	阪神・淡路大震災(1995年)	東日本大震災(2011年)
<p>多数の死者・行方不明</p>  <p>伊勢湾台風の被害状況 <small>(写真提供: 愛知県)</small></p>	<p>建築物・高架橋等の倒壊 市街地延焼火災の発生</p>  <p>阪神高速道路の高架橋の倒壊 <small>(写真提供: 神戸市)</small></p>	<p>大規模津波による被害 帰宅困難者の発生</p>  <p>消防局職員と消防団員による 行方不明者の搜索活動 <small>(写真提供: 仙台市)</small></p>
<p>「災害対策基本法」制定 「防災計画」の策定 ⇒「防災」概念の明確化</p>	<p>耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ ⇒「減災」の推進</p>	<p>ハード中心の対策の限界 防災教育などソフト対策の重要性 ⇒「国土強靱化」の取組</p>

死者	4, 697人	6, 434人	19, 533人
行方不明者	401人	3人	2, 585人
負傷者	38, 921人	43, 792人	6, 230人
全半壊家屋	153, 890棟	249, 180棟	401, 928棟
被害額	約0.5兆円	約10兆円	約17兆円

近年の主な災害

○近年、災害が頻発化・激甚化し、「国土強靱化」は喫緊の課題。

平成25年以降に発生した主な災害

※情報は平成30年10月時点

① H25梅雨期における大雨等

人的被害：死者14人
住家被害：全壊73棟、半壊182棟
主な被災地：東北及び中国地方
発生期間：H25.6.8～8.9

② H25.8.23からの大雨等

人的被害：死者2人
住家被害：全壊9棟、半壊12棟
主な被災地：北日本から西日本
(特に中国地方)
発生期間：H25.8.23～8.28

③ H25.9.2・9.4の竜巻等

人的被害：重傷者7人
住家被害：全壊13棟、半壊37棟
主な被災地：関東地方
発生期間：H25.9.2・9.4

④ H25台風第18号

人的被害：死者6人
住家被害：全壊48棟、半壊208棟
主な被災地：北日本から西日本
(特に近畿地方)
発生期間：H25.9.15・9.16

⑬北海道胆振東部地震

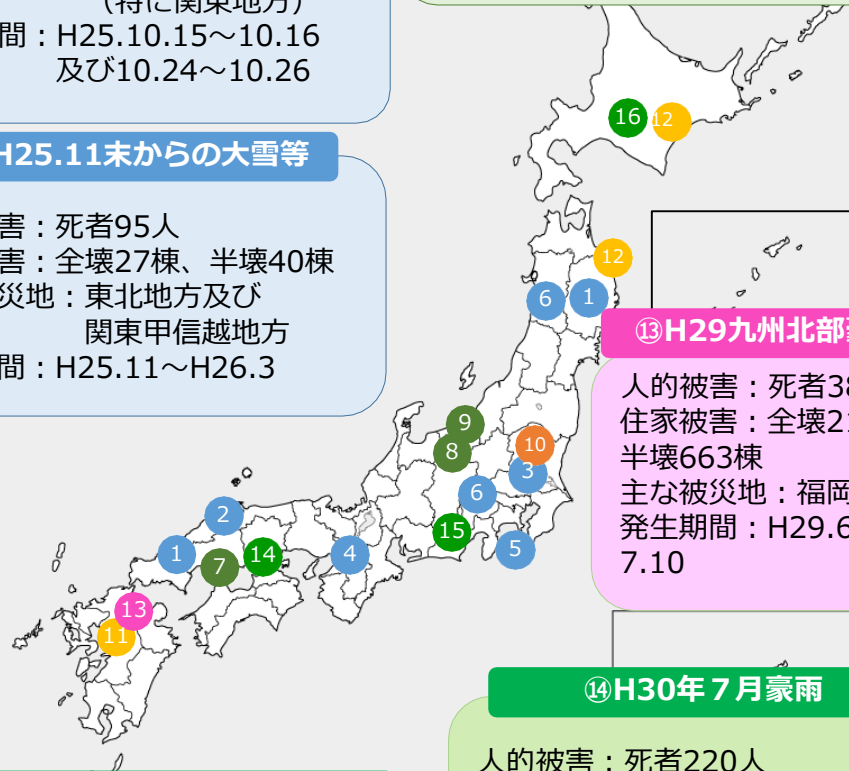
人的被害：死者41人
住家被害：全壊394棟、半壊1016棟
主な被災地：北海道
発生期間：H30.9.6

⑤ H25台風第26号・27号

人的被害：死者39人
住家被害：全壊86棟、半壊65棟
主な被災地：東日本から西日本の
太平洋側
(特に関東地方)
発生期間：H25.10.15～10.16
及び10.24～10.26

⑥ H25.11末からの大雪等

人的被害：死者95人
住家被害：全壊27棟、半壊40棟
主な被災地：東北地方及び
関東甲信越地方
発生期間：H25.11～H26.3



⑦ H26大雨

人的被害：死者76人
住家被害：全壊179棟、半壊217棟
主な被災地：広島県広島市
発生期間：H26.8.19～

⑬H29九州北部豪雨

人的被害：死者38人
住家被害：全壊215棟、
半壊663棟
主な被災地：福岡県
発生期間：H29.6.30～
7.10

⑭H30年7月豪雨

人的被害：死者220人
住家被害：全壊5443棟、
半壊6597棟
主な被災地：中国地方、四国地方、
近畿地方、東海地方
発生期間：H30.6.28～7.8

⑮台風21号

人的被害：死者14人
住家被害：全壊26棟、半壊189棟
主な被災地：東海地方、近畿地方
発生期間：H30.9.3～9.5

⑧ H26御嶽山噴火

人的被害：死者・行方不明者63人
主な被災地：長野県・岐阜県
発生期間：H26.9.27

⑨ H26長野県北部を震源とする地震

人的被害：重傷者10人
住家被害：全壊50棟、半壊91棟
主な被災地：長野県
発生期間：H26.11.22

⑩ H27関東・東北豪雨

人的被害：死者8人
住家被害：全壊80棟、半壊7,022棟
主な被災地：関東地方、東北地方
発生期間：H27.9.7～9.11

⑫ H28台風第10号

人的被害：死者・行方不明者27人
住家被害：全壊502棟、
半壊2,372棟
主な被災地：北海道、東北地方
発生期間：H28.8.28～8.31

⑪ H28熊本地震

人的被害：死者228人(4/13現在)
※関連死等を含む
住家被害：全壊8,697棟、
半壊34,037棟
主な被災地：熊本県、大分県
発生期間：H28.4.14・4.16

大災害から国民を守るために

～ 国土強靱化、それは大災害から人命・財産を守ること ～

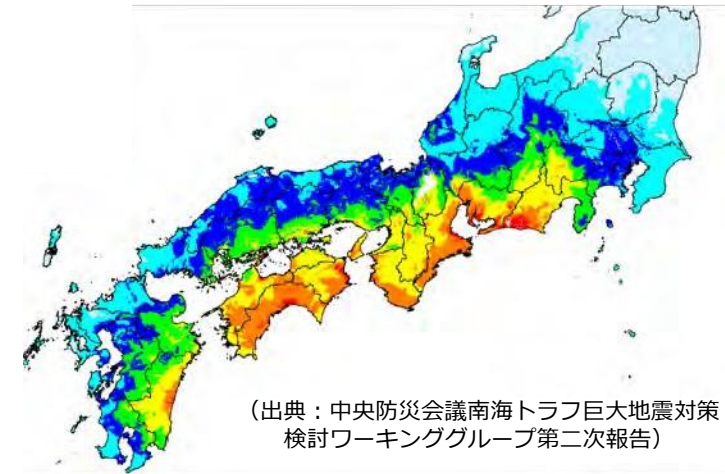
大規模自然災害による被害（推計）

	東日本大震災 (2011年)	南海トラフ 巨大地震	首都直下 地震
人的被害 (死者)	約1.9万人	最大 約32.3万人	最大 約2.3万人
資産等の 直接被害	約17兆円	約170兆円	約47兆円
生産・サービス低下 による被害を含めた場合		約214兆円	約95兆円

(内閣府 (防災担当) 資料を基に作成)

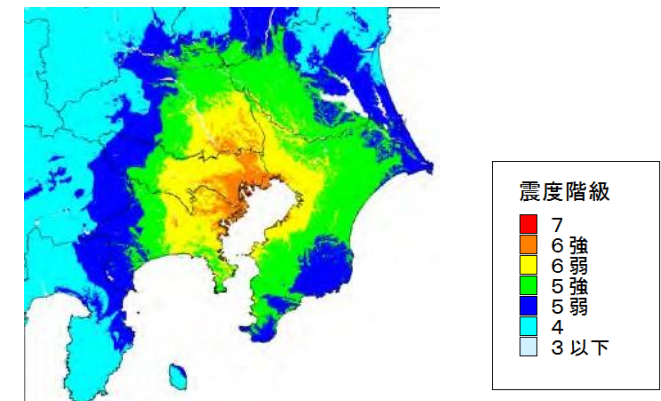
南海トラフ巨大地震震度分布

(陸側ケース)



首都直下地震震度分布

(都心南部直下地震 (M7.3))



(出典：中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告)

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための

防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の概要

(議員立法により、平成25年12月4日成立、同月11日公布・施行)

□目的、基本理念

- ・大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する

□基本方針

- 1 大規模自然災害等に際して人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

※この他、ハード・ソフト連携した推進体制の整備、施策の重点化 等

□施策の策定及び実施の方針

- ・既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用、自然との共生・環境との調和 等

□基本計画・脆弱性評価

- ・国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする (=アンブレラ計画)
(具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ)
- ・計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取

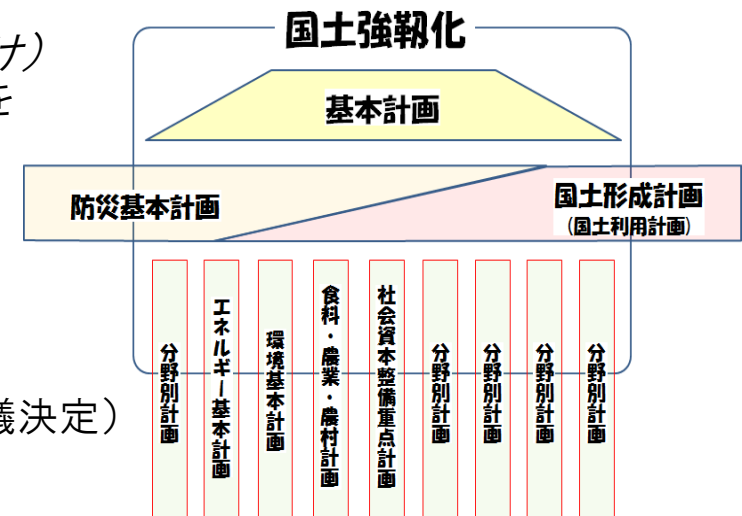
□国土強靱化推進本部

- ・全閣僚により構成
- ・本部長：総理大臣
副本部長：官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣
- ・脆弱性評価指針の決定、国土強靱化基本計画の案の作成 (→計画は閣議決定)

□地方公共団体

- ・国土強靱化地域計画の策定

□アンブレラ計画のイメージ



国土強靱化基本計画の策定

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に
基づき策定

脆弱性評価の実施

◆推進本部が実施

- ・評価指針を作成
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に
- ・関係行政機関の協力を得て実施

国土強靱化地域計画の策定

◆都道府県・市町村が作成

指針＝アンブレラ計画

国の他の計画

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長
に対する必要な勧告

指針＝アンブレラ計画

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

調和

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

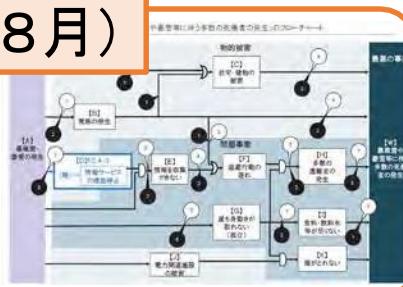
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけではなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



（フローチャート分析）

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
 - ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
 - ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散
- などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
 - ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実
- などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え
- 追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】
- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融资の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね2.8兆円程度
- おおむね0.5兆円程度
- おおむね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね0.3兆円程度
- おおむね1.1兆円程度
- おおむね2.0兆円程度
- おおむね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融资を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

(2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

(3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

(4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

緊急自然災害防止対策事業債について

1 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

(1) 対象施設

治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

(2) 具体的な対象事業

- ・ 国庫補助事業の要件を充たさない事業を対象とする。

※ 国庫補助要件を充たす事業は、国庫補助事業が不採択となった場合でも対象としない。

2 緊急自然災害防止対策事業計画

本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。

(1) 記載事項

- ① 事業の概要（内容、期間、事業費、財源内訳）
- ② 事業の必要性、緊急性

以下の（i）～（iii）等を踏まえた事業の必要性・緊急性（優先度）を記載。

（i）事業の対象となる地域の危険性

- ・ 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域の危険性について記載。

※ 事業の対象となる地域には、地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域も含む。

2 緊急自然災害防止対策事業計画（続き）

（ii）事業の対象となる施設に係る防災・減災面での点検結果

- ・ 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合、当該点検の結果を記載。

（iii）事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

- ・ 個別施設計画（同種・類似の計画を含む）が未策定の場合には、今後の策定見込みについて記載。

（2）手続

- ・ 各地方公共団体が当該施設を所管する省庁に対し、計画を提出。
- ・ 関係省庁の確認を経た後、当該地方公共団体は、総務省に対し、起債の届出・協議に併せ、当該計画を提出。
※市町村は都道府県を經由して行う。

3 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

4 財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

市区町村の国土強靱化地域計画の策定率マップ

令和元年9月1日現在の状況(政令指定都市含む)

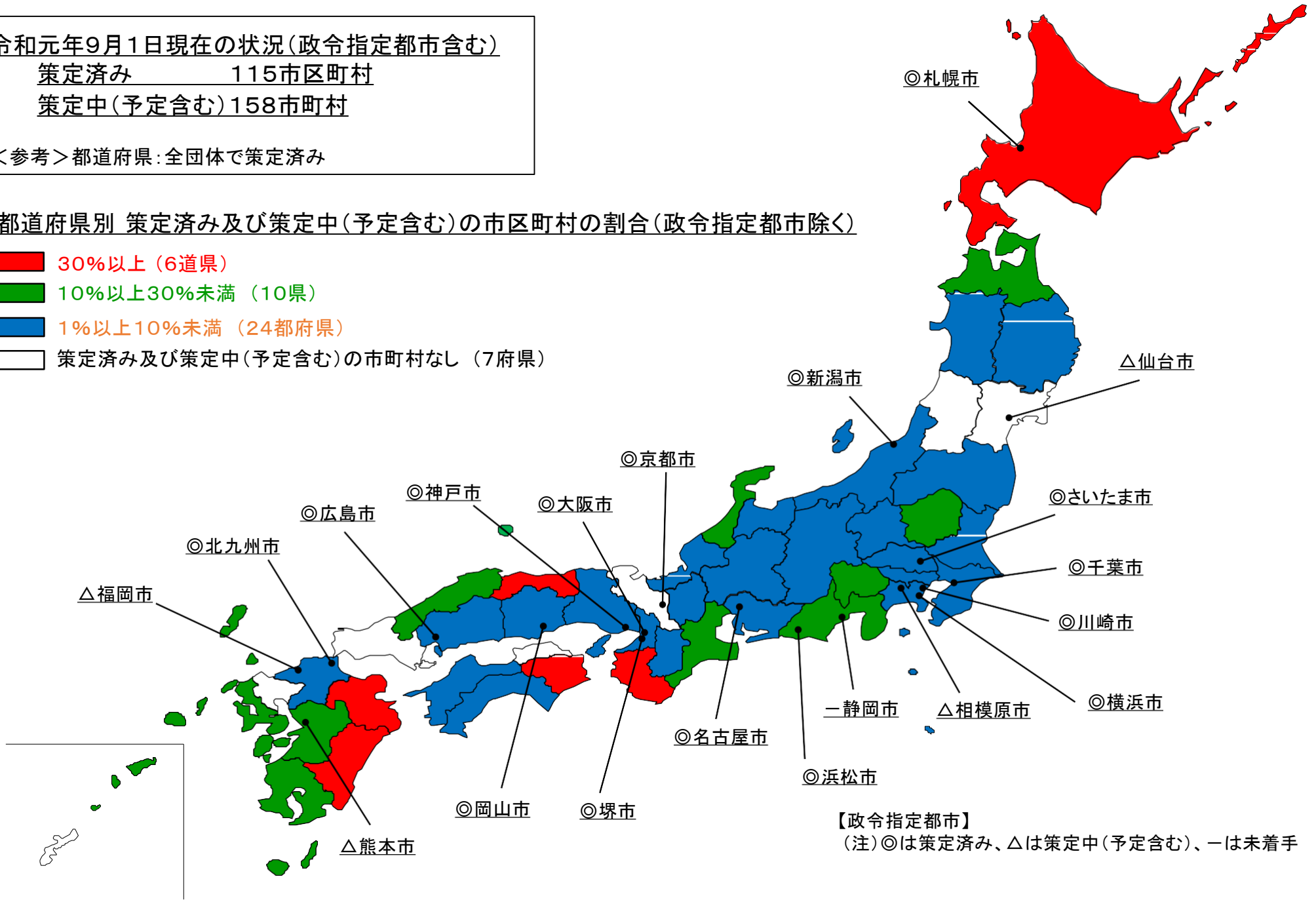
策定済み 115市区町村

策定中(予定含む)158市区町村

＜参考＞都道府県:全団体系で策定済み

都道府県別 策定済み及び策定中(予定含む)の市区町村の割合(政令指定都市除く)

- 30%以上 (6道県)
- 10%以上30%未満 (10県)
- 1%以上10%未満 (24都府県)
- 策定済み及び策定中(予定含む)の市区町村なし (7府県)



1 被害の縮小、強靱な地域づくり

○どのような災害等が起ころうとも、被害の大きさそれ自体を小さくでき、迅速に復興

2 施策(事業)スムーズな進捗

○法定計画を策定し、施策(事業)の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、国土強靱化に係る新規・既存の各種の施策(事業)がより効果的かつスムーズに進捗

←関係府省庁所管の交付金・補助金による支援も

○部局横断的な取組や進捗管理による、庁内意識の共有、推進力の出現

3 地域の持続的な成長、地方創生

○災害への対応力の向上による地域への安心・安全感の向上によって、地域の持続的な成長へ。地域の信頼向上は投資の呼び込みにも



国土強靱化地域計画策定支援の取組について

○市町村における国土強靱化地域計画の策定促進のため、国においては、以下のような支援を実施。

【地域計画の策定に向けた支援】

○首長も対象とした**出前講座**等の積極的な実施（H29年度23回、H30年度23回）。

○自治体の総合計画との**同時策定・一体策定**の事例紹介。

○複数市町村による**合同策定**の事例紹介。

○管内に地域計画策定済市町村のない都道府県との**意見交換会**の実施。

○国土強靱化地域計画策定**ガイドライン**の継続的な改善。

市区町村の策定への取組や、策定済団体の取組の推進・不断の見直しを後押しすることを目的に、以下のような改善を予定。

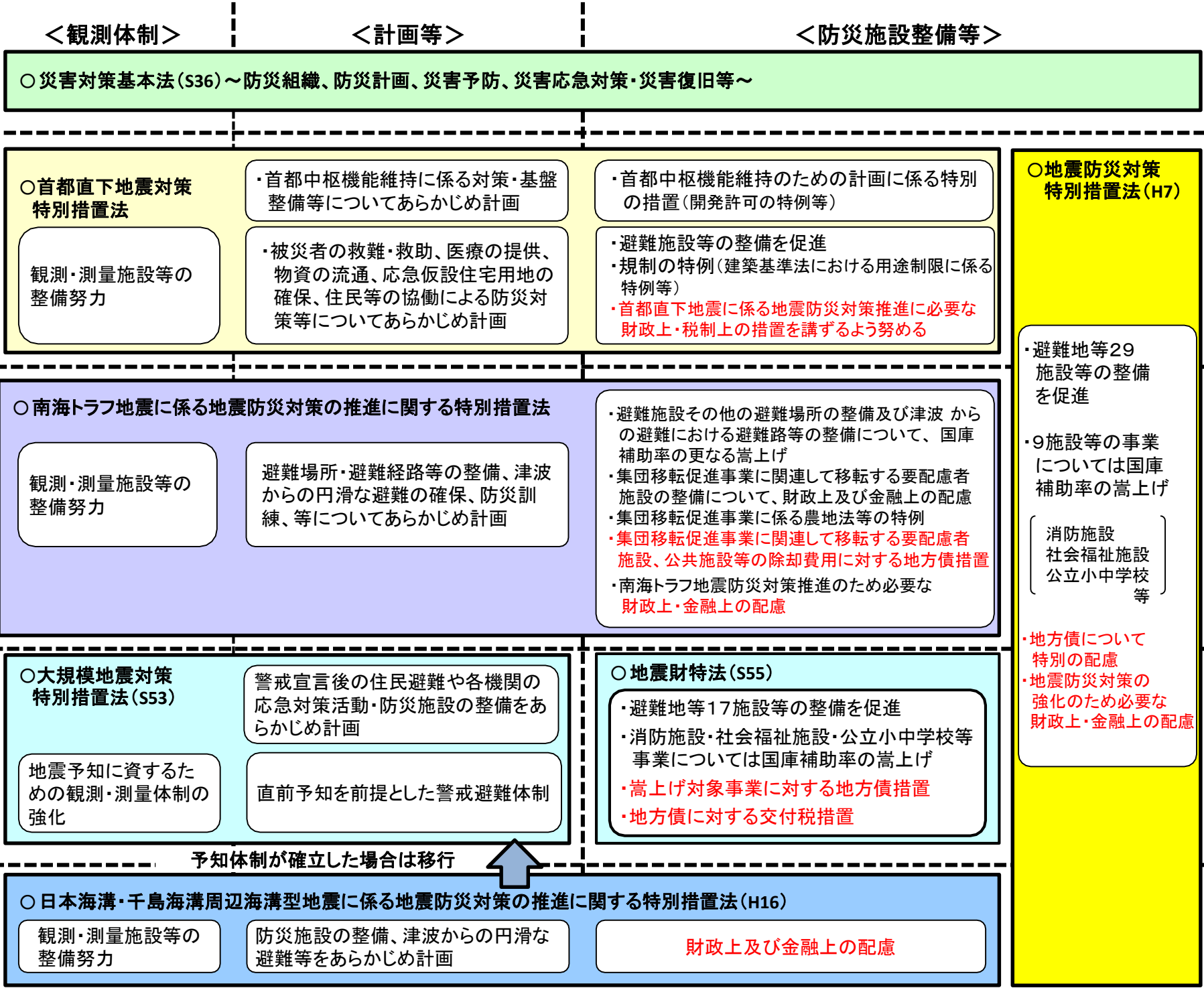
・H30年12月に実施した基本計画の見直しを踏まえた修正。

・市町村策定への都道府県の支援について、他の都道府県の参考となる取組事例を紹介。

【地域計画に基づき実施される取組の支援】

○地域計画に基づき実施される取組に対し、関係府省庁所管の34の交付金・補助金の交付の判断にあたり、**一定程度配慮**。（対象となる交付金・補助金の令和元年度予算総額：約1兆6,976億円。）

我が国の地震防災に関する法律体系



○地震防災対策特別措置法(H7)

- ・避難地等29施設等の整備を促進
- ・9施設等の事業については国庫補助率の嵩上げ

〔消防施設
社会福祉施設
公立小中学校等〕

- ・地方債について特別の配慮
- ・地震防災対策の強化のため必要な財政上・金融上の配慮

予知体制が確立した場合は移行